

# 観音包括かわら版1月



高齢者を消費者被害から守りましょう。



## 1. ATMを操作しても還付金はもらえません！

◆高齢者に対し自治体職員のふりをして、「健康保険料の還付がある」「医療費の払い戻しがある」「税金の還付がある」などと言い、還付金の受け取り手続きのための携帯電話とキャッシュカード等を持ってATMに行くように誘導し、振り込みをさせようとする、いわゆる「還付金詐欺」に関する相談が、全国の消費生活センター等（※）に多く寄せられています。



### 【還付金詐欺の特徴】

- ①市役所などの公的機関の職員や金融機関の職員になります。
- ②すぐに手続きをしなければならぬかのように信じこませ、人目につきにくいATMへ誘導する。
- ③ATMでは自分の口座からの振り込みではなく、自分の口座への振り込み手続きをしているかのように錯覚させる。
- ④振り込まれた金銭はすぐに引き出され、一度振り込みの手続きをすると、複数回振り込みをさせようとする。

### 【アドバイス】



- ★電話で「お金が返ってくるのでATMに行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。そのまま電話を切るようにしてください。
- ★還付金等に心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かわずに役所の担当部署を自分で調べて電話をかけて確認しましょう。

## 2. 訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

◆自宅で物品を買い取ってもらう「訪問購入」に関する相談が増えています。



### 【アドバイス】



- ★購入業者が突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- ★購入業者は、前もって電話などで連絡した場合でも、消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧誘することは禁止されています。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を求められた時は、きっぱりと断りましょう。

### 3.架空請求はがきに関する相談が急増しています。

#### 【手口の特徴】

- ①差出人は「法務省管轄支局〇〇センター」など、一見すると公的機関のような名称を使用しています。
- ②「給料の差し押さえ」や「訴訟取り下げ最終期日」などと、消費者の不安をあおり、電話をかけるように誘導してきます。

#### 【対応】



- ① 相手に連絡せずに、無視するようにしましょう。
- ② 周囲に同様のはがきが届いていないか、声掛けをお願いします。
- ③ 怪しいと思った時や、判断に迷ったときは、最寄りの消費生活センター等（※）に相談しましょう。



### 4.特殊詐欺対策に優良防犯電話の設置を！（広島県警察本部 犯罪情報官速報より）

- ・特殊詐欺の大半が、家の固定電話から始まっています。
- ・対策として、優良防犯電話が有効です。
- ・優良防犯電話には、①電話着信時に相手に警告音声を発する機能がある。②通話中、自動的に録音される。③警察などと連携した迷惑電話番号データベースが逐次更新されるなどの機能があります。



大きなディスプレイもあり、誰からの電話なのか、すぐにわかります。家電量販店などで販売していますので、ぜひ検討してみてください。

今回の情報は特定非営利法人 消費者ネット広島のメールマガジン 〈[www@shohinet-h.or.jp](mailto:www@shohinet-h.or.jp)〉を引用させていただいています。



※消費者被害に関するご相談は、広島市消費生活センターにご相談ください。  
(082)225-3300 広島市中区基町 6-27 アクア広島センター街 8 階  
相談時間は火曜日をのぞく 10:00~19:00 です。

## 広島市観音地域包括支援センター

〒733-0031 西区観音町 16-19 3F

☎ (082)292-3582

